

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2026 年 10 月 8 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

10/1 より、「国民年金保険料の育児免除制度」が開始されましたね。

[国民年金保険料の育児免除制度 | 日本年金機構](#)

対象者は、「1 歳未満の子を育てている第 1 号被保険者」です。『第 1 号被保険者』。つまり、自営業の方や、農家の方、学生、無職の方等に限定され、いわゆる会社勤めをされている方（第 2 号被保険者）や、夫に扶養されている専業主婦の方（第 3 号被保険者）は、対象ではありません。

対象者は限定されているとはいえ、該当する方にとっては大切な制度改正ですし、この「育児免除制度」には該当しなくても、第 2 号被保険者の方は「産前産後期間中の保険料免除」や、「育児休業等期間中の保険料免除」等、育児免除制度以外にも利用できる制度もありますし、関連する制度として、（第 1 号被保険者の）「産前産後免除制度」もあります。（多くの場合、（第 1 号被保険者の）「産前産後免除制度」と、「育児免除制度」は両方とも利用できます。）

対象者の状況に応じて、類似型の制度が細かく整備されており、複雑このうえない状況ではありますが、こういった制度をしっかりと活用していくこと、情報を収集していくことも大切なことだと思います。勿論、当事業所のような支援機関もしっかりと情報収集しておく必要がありますね…。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

10 月に入ってから、「涼しくなった」というべきか、「寒くなった」というべきか…というような気候になりましたね。そうかと思えば、昼間は時としてまだまだ「暑い」と感じられるような日があったりと、体調管理が大変な季節ですね。

かくいう私も実はちょっと風邪気味…。10 月から 11 月に掛けては、公私ともにバタバタと忙しい時期で、出かけなければいけないことや、それに伴い準備しなければいけないことも多い。体調管理に細心の注意を払いつつ、やるべきことはきっちりと行う。難しいけど大切なチャレンジですね。

♡LOVE のラブラブな実践♡

昨日、「認知症サポーターステップアップ講座」を受講してきました。

11月に予定されている認知症カフェの見学・体験を含めた全3回の講座の1回目で、「認知症について知識を深める」というテーマで、認知症疾患医療センターの医師による講座でした。

医師による講座らしく、認知症の原因やタイプ、薬物治療についても詳しく教えて頂き、難しい部分もありつつ、理解を深めることが出来ました。

また、地域包括支援センターの方から、市内で活動されている認知症サポーターボランティアチームや認知症カフェについても教えて頂き、今後（ステップアップ講座修了後）の活動についても、少しでもイメージすることが出来ました。

2週間後の第2回と、来月の認知症カフェの見学・体験（第3回）まできっちりと受講し、修了後も認知症サポーターとして何らかの活動を継続出来ればと思っています。

県内の福祉イベント案内 他♪

高松市が毎年開催している、「知的障がい者青年教室」（通称：スキップクラブ）では、年間を通してボランティアスタッフを募集しております。

当事業所代表も、個人としてボランティアスタッフ登録しており、今年で8年目になります。

出来る限り、受講生とボランティアがマンツーマンで対応出来る状況が好ましいため、多くのボランティアの力が必要になるとのことです。ご関心がおありの方は、是非ご検討されてはいかがでしょうか。

[高松市知的障がい者青年教室「スキップクラブ」ボランティア募集について | 高松市](#)

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡